

<p style="text-align: center;"><b>岡山県公報</b></p>	<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">○ 岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例 【条例例】</p> <p style="text-align: center;">○ 公布した条例の解説 【解説】</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p> <p style="text-align: center;">議会事務局総務課 総務学事課</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">担当課（室）</p>

平成27年7月10日 岡山県公報 号外

岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第五十五号

岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 岡山県議会個人情報保護審査会（第三十八条―第四十三条）」を「第四章 岡山

県議会個人情報保護審査会（第三十八条―第四十三条）に改める。

特定個人情報に関する特例（第四十三条の二）

第二条第一号ただし書を削る。

第三十一条第一項中「又は第八条」を「の規定に違反して利用され、又は同項若しくは第八条」に改め、「当該開示をした」を削る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 特定個人情報に関する特例

第四十三条の二 議会が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）（同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたもの（次項において「情報提供等記録」という。）を除く。）に関しては、第五条第一項第二号から第六号まで及び第二項、第八条並びに次条の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第一項</p>	<p>法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき利用し、若しくは提供しなければならない場合又は個人</p>	<p>個人</p>
<p>第五条第一項第一号</p>	<p>本人の同意があるとき、又は本人に提供す</p>	<p>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の</p>

平成27年7月10日 岡山県公報 号外

	るとき	同意を得ることが困難であるとき
第五条第三項	法令等	法令又は条例（以下「法令等」という。）
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項及び第二十二條第二項	法定代理人	代理人
第十四条第二号	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第三十一条第一項	第五条第一項の規定に違反して利用され、又は同項若しくは第八条の規定に違反して外部提供されている	第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五条第一項の規定に違反して利用されていると認めるとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条の規定に違反して提供されていると認めるとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると認めるとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されている

2

議会在保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に関しては、第五条第一項各号、第二項及び第三項、第八条、第三章第三節並びに次条の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	法令若しくは条例（以下「法令等」という。）	個人情報
	の規定に基づき利用	

# 平成27年7月10日 岡山県公報 号外

	<p>し、若しくは提供しなければならぬ場合又は個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは除き、個人情報</p>	<p>利用してはならない</p>
<p>第六条第二項第一号</p>	<p>法令等</p>	<p>法令又は条例（第十四条において「法令等」という。）</p>
<p>第十二条第二項</p>	<p>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p>	<p>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）</p>
<p>第十三条第二項及び第二十二條第二項</p>	<p>法定代理人</p>	<p>代理人</p>
<p>第十四条第二号</p>	<p>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p>	<p>代理人</p>
<p>第二十九条</p>	<p>当該保有個人情報を提供したもの</p>	<p>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正等に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、議長以外のものに限る。）</p>

## 附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定（第

# 平成27年7月10日 岡山県公報 号外

四十三条の二第二項に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に鑑み、特定個人情報情報の適正な取扱いを図るため、その提供等に関する特例を定める等所要の改正を行うものである。